

有効期間満了日 平成37年3月31日

熊留管第94号

平成31年4月11日

「留置管理業務推進要領」の策定について（通達）

【概要】

本通達は、留置管理業務の適正な推進を図るため、留置管理業務を推進するに当たって留意すべき基本的事項について「留置管理業務推進要領」として定めたものである。